新ひだか町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税

の特例に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（

令和３年法律第１９号。以下「法」という。）の規定に基づき過疎地域

の持続的発展のため、固定資産税の課税について、新ひだか町税条例（

平成１８年条例第６７号。以下「町税条例」という。）の特例を定める

ものとする。

（課税免除の対象等）

第２条　町内において、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業

（町内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しく

は材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他

の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）又は旅館業（下

宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建

設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又

は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設（資本金の額等が

５，０００万円を超える法人が行うものにあっては新設又は増設に限る。

）をいう。）をした者に対する固定資産税について、これを課税免除と

した場合に法第２４条の規定による減収補てん措置を受けることができ

るときは、町税条例の規定に関わらず、当該減収補てん措置の相当額に

ついて、固定資産税の課税を免除する。ただし、課税免除を受けようと

する者が次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 当該事業に起因する公害防止処置を講じていないとき。

(2) 市町村税に滞納があるとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、課税免除を行うことが不適当であると

町長が認めたとき。

２　この条例の規定により固定資産税を免除することができるものは、町

内において家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第２

条第２項の規定による公示の日から令和６年３月３１日までの間に取得

等したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起

算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった

場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税とし、取得

価格の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める

額以上のものの取得等をした者に対して課する固定資産税に適用する。

(1) 製造業又は旅館業　５００万円（資本金の額等が、５，０００万円

を超え１億円以下である法人が行うものにあっては１，０００万円、

１億円を超える法人が行うものにあっては２，０００万円）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業　５００万円

３　前項の規定による課税免除は、最初に当該措置を行った年度以降３箇

年度におけるものに限るものとする。

（課税免除の申請）

第３条　前条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、

規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

（課税免除の取消し）

第４条　町長は、この条例の規定により課税免除を受けた者が、次の各号

のいずれかに該当すると認めたときは、当該課税免除を取り消すことが

できる。

(1) 第２条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により課税免除を受けたとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。